

大通達甲（警）第2号
大通達甲（生）第1号
大通達甲（刑）第1号
大通達甲（交）第1号
大通達甲（備）第1号
平成26年1月21日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

大分県警察本部長

県民の期待と信頼に応える強い大分県警察確立推進委員会の設置について(通達)

現在、「「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について」（平成24年11月16日付け大通達甲（警）第19号ほか）に基づき、県警察を挙げて、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」（以下「警察改革関係施策」という。）を推進しているところであるが、これにより非違事案を防止して業務を適正に遂行することはもとより、日々発生する犯罪の被害を食い止めて検挙し、治安上の脅威に迅速かつ的確に対処する積極的な警察活動を展開して初めて、県警察が県民から負託された責務を全うすることができる。そのためには、高い規律と士気を有する警察組織を確立するとともに、第一線警察機能を最大限に発揮するための環境を整え、もって「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察」を確立しなければならない。

については、別添のとおり「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察確立推進委員会設置要綱」を定め、警察本部に県民の期待と信頼に応える強い大分県警察確立推進委員会を設置することとしたので、各位にあつては、県民の期待と信頼に応える強い大分県警察の確立に向けて、警察改革関係施策を推進するとともに、積極的かつ合理的な組織運営を推進されたい。

(警務課企画係)
(教養課職場・学校教養係)
(監察課監察係)
(生活安全企画課企画係)
(刑事企画課企画係)
(交通企画課企画係)
(警備第一課企画係)

別添

県民の期待と信頼に応える強い大分県警察確立推進委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に、県民の期待と信頼に応える強い大分県警察確立推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、高い規律と士気を有する警察組織を確立するとともに、第一線警察機能を最大限に発揮するための環境を整え、もって「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察」を確立することを任務とする。

第3 構成及び運営

1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長
副委員長 警務部長
委員 生活安全部長
刑事部長
交通部長
警備部長
警務部参事官兼首席監察官
警察学校長
警務部参事官
大分県情報通信部長

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4 幹事会

1 委員会の事務について委員会を補佐し、次に掲げる事項に係る企画、立案、総合調整等を行うため、委員会に組織運営・人的基盤強化幹事会及び非違事案対策高度化幹事会を置く。

- (1) 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進
- (2) 高い規律と士気を有する職場環境の確立
- (3) 非違事案対策の高度化

2 前記1の各幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 組織運営・人的基盤強化幹事会

幹事長 警務部長

副幹事長 警務部参事官

幹事 生活安全部参事官、刑事部参事官、交通部参事官、警備部参事官、警務部警務課長、警務部教養課長、警察学校副校長及び大分県情報通信部通信庶務課長

(2) 非違事案対策高度化幹事会

幹事長 警務部参事官兼首席監察官

副幹事長 警務部参事官

幹事 生活安全部参事官、刑事部参事官、交通部参事官、警備部参事官、警務部監察課長及び大分県情報通信部通信庶務課長

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第5 プロジェクトチーム

1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、組織運営・人的基盤強化幹事会に組織運営強化プロジェクトチーム及び人的基盤強化プロジェクトチームを、非違事案対策高度化幹事会に非違事案対策高度化プロジェクトチームを置く。

2 前記1の各プロジェクトチームは、班長、副班長及び班員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 組織運営強化プロジェクトチーム

班長 警務部参事官

副班長 警務部警務課組織管理監

班員 幹事の属する所属の課長補佐（課長補佐に準ずる職を含む。以下同じ。）
の職にある者のうち班長が指名するもの

(2) 人的基盤強化プロジェクトチーム

班長 警務部教養課長

副班長 警務部教養課次席及び警務部教養課主席師範

班員 幹事の属する所属、警務部広報課、警務部厚生課及び生活安全部地域課の課長補佐の職にある者のうち班長が指名するもの

(3) 非違事案対策高度化プロジェクトチーム

班長 警務部監察課長

副班長 各部企画官及び警務部監察課次席

班員 警務部広報課次席並びに幹事の属する所属及び警務部総務課の課長補佐の職にある者のうち班長が指名するもの

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、プロジェクトチームの運営について準用する。

第6 庶務

1 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

2 組織運営・人的基盤強化幹事会の庶務は警務部警務課において、非違事案対策高度化幹事会の庶務は警務部監察課において処理する。

3 組織運営強化プロジェクトチームの庶務は警務部警務課において、人的基盤強化プロジェクトチームの庶務は警務部教養課において、非違事案対策高度化プロジェクトチームの庶務は警務部監察課において処理する。

第7 警察署における推進体制

警察署における取組を推進するため、各警察署に警察署長を長とするプロジェクトチームを設置すること。

附 則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。